

石綿分析作業における発散防止抑制措置について

1 趣旨等

石綿使用建築物の解体工事は、耐用年数からの推計によると、2030年頃 2028年のピークに向けて、現在よりもさらに増加し、石綿分析の需要はさらに増加することが見込まれている。そうした中で、

- ・ 試料採取した後、現地の車両内で石綿分析を行う方法も提案されているなど、局所排気装置等について多様な石綿分析の作業実態に応じた条件の整備が求められること
- ・ 周辺環境への配慮から石綿分析作業の発散源に設置する局所排気装置等の排気口を屋外に設けにくいケースも考えられること

等から、局所排気装置等の排気口を屋内に設置するための環境整備が求められている。

一方で、石綿分析の作業は、石綿の取扱量が少量であり、石綿粉じんの発散が少ない。

これらを踏まえ、局所排気装置等の設置義務などの労働者の石綿による健康障害防止対策の水準を保ちつつ、分析作業の環境整備に資するため、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の要件である「排気口を屋外に設けること」に例外規定を設ける際の条件を明確化する必要がある。

なお、厚生労働省では、石綿分析用試料が不足する等の状況を受け、石綿の製造等禁止規定についての見直しを行っている。

2 対応案

石綿分析作業に係る発散源に設置する局所排気装置及びプッシュプル型換気装置について、除じん装置を通したうえで排気口を屋外に設けることとされているが、排気口を屋内に設ける場合には、排気口からの石綿粉じんの排出防止措置を講じるものとし、具体的には、下記の（１）から（３）までを条件としてはどうか。

（１）除じん装置は、ろ過方式とし、HEPA 又は ULPA フィルターを使用すること

（２）正常に除じんできていることを確認するため次の措置を講じること

- ・ 局所排気装置等の設置時・移転時やフィルターの交換時には、除じん装置が適切に粉じんを捕集することを確認する。

※確認は、例えば、スモークテスターに加え、排気口で粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計）又は微粒子計測器（いわゆるパーティクルカウンター）等、粉じん濃度を迅速に計測することができるものを使用する。

- ・ 石綿則第 22 条第 1 項の規定に関わらず、定期自主検査を半年に 1 回に行うこと。

※現行制度（石綿則 22 条第 1 項）では、1 年に 1 回

- ・排気口において総繊維数濃度が管理濃度の10分の1を上回らないように、フィルター交換や補修等を行うこと。
- ・石綿分析作業中に、除じん装置の排気口において、半年に1回、総繊維数濃度の測定を行うこと。

※作業環境測定士など一定の知見等を有する者が望ましい。

- ・除じん装置を1月に1回点検すること。

※現行（石綿則第20条）と同じ趣旨であり、ろ材に損傷している箇所はないかを含め、石綿則第12条及び第16条から第18条までに規定する健康障害の予防措置に係る事項を中心に点検することをいう。

※石綿作業主任者を選任する場合における点検頻度と同じ（分析の作業は、石綿作業主任者の選任対象から除外されている）。

（3）記録・補修等について現行の定期自主検査と同様の措置を講じること

注：上記の対象となる石綿分析作業としては、秤量、顕微鏡観察、試料調整や粉碎の作業が含まれる（プレパラートの観察など石綿粉じんの発散しない作業を除く）。

注：試料粉碎のように発じんしやすい作業では、局所排気装置等の開口面の内側で試料を扱う、又は風速を十分に確保する等、石綿粉じんの発散抑制に特に留意すること。

注：定期自主検査（半年に1回）の項目「吸気及び排気的能力」の検査に当たっては、フィルターの目詰まり等により吸引速度が低下していないか特に留意すること。

注：通常の場合と同様、局所排気装置やプッシュプル型換気装置の要件等として抑制濃度が適用される。

（会議開催後、見消部分を訂正した）